

○ 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

改正後	現行
<p>平成元年7月7日付け元構改D第532号 最終改正 平成31年3月29日付け30農振第3888号</p> <p><b>第1 (略)</b></p> <p><b>第2 事業の内容</b></p> <p>1 本事業については、おおむね3,000ha（北海道、沖縄県、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）及び離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（北海道、沖縄県又は奄美群島に属するものを除く。）をいう。以下同じ。）において行われるもの並びに畑に係るものにあつては、1,000ha）以上の地積にわたる土地を受益地として実施することを基本とする一般型と、おおむね500ha（畑に係るものにあつては、100ha）以上の地積にわたる土地を受益地として実施することを基本とする特別型に分類するものとする。</p> <p>また、本事業の分類、種類及びそれぞれの内容は、次の表のとおりとする。</p>	<p>平成元年7月7日付け元構改D第532号 最終改正 平成30年3月30日付け29農振第2234号</p> <p><b>第1 (略)</b></p> <p><b>第2 事業の内容</b></p> <p>1 本事業については、おおむね3,000ha（北海道、沖縄県、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）及び離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（北海道、沖縄県又は奄美群島に属するものを除く。）をいう。以下同じ。）において行われるもの並びに畑に係るものにあつては、1,000ha）以上の地積にわたる土地を受益地として実施することを基本とする一般型と、おおむね500ha（畑に係るものにあつては、100ha）以上の地積にわたる土地を受益地として実施することを基本とする特別型に分類するものとする。</p> <p>また、本事業の分類、種類及びそれぞれの内容は、次の表のとおりとする。</p>

改正後

現行

事業の分類	事業の種類	事業の内容	
		新設事業 (農業用排水施設の新設)	更新事業 (農業用排水施設の 変更又は廃止)
一般型	かんがい排水事業	農業用排水施設の整備を行う事業であつて、以下の各事業に該当しないもの	
	直轄明渠排水事業	北海道の区域内において排水施設の整備を行う事業であつて、田以外の農用地の面積の受益地の面積に占める割合が2分の1以上であるもの	
	内水排除事業	北海道の区域内において排水施設の整備を行う事業であつて、農用地のたん水排除を主な目的とするもの	
	国営造成土地改良施設整備事業	—	国営土地改良事業により造成された基幹的な農業用排水施設に係る軽微な変更の事業
	国営環境保全型かんがい排水事業	別紙1に定めるところにより、北海道又は沖縄県の区域内において水質浄化機能等多面的な機能を有する農業用排水施設の整備を行う事業であつて、畑地帯において行うもの	

事業の分類	事業の種類	事業の内容	
		新設事業 (農業用排水施設の新設)	更新事業 (農業用排水施設の 変更又は廃止)
一般型	かんがい排水事業	農業用排水施設の整備を行う事業であつて、以下の各事業に該当しないもの	
	直轄明渠排水事業	北海道の区域内において排水施設の整備を行う事業であつて、田以外の農用地の面積の受益地の面積に占める割合が2分の1以上であるもの	
	内水排除事業	北海道の区域内において排水施設の整備を行う事業であつて、農用地のたん水排除を主な目的とするもの	
	国営造成土地改良施設整備事業	—	国営土地改良事業により造成された基幹的な農業用排水施設に係る軽微な変更の事業
	国営環境保全型かんがい排水事業	別紙1に定めるところにより、北海道又は沖縄県の区域内において水質浄化機能等多面的な機能を有する農業用排水施設の整備を行う事業であつて、畑地帯において行うもの	

改正後		現行	
特別型	国営流域水質保全機能増進事業	別紙2に定めるところにより、農業用排水施設の整備を行う事業であって、循環かんがいシステム等による水質保全機能の増進を図ることを目的とするもの	別紙2に定めるところにより、農業用排水施設の整備を行う事業であって、循環かんがいシステム等による水質保全機能の増進を図ることを目的とするもの
	国営農業用水再編対策事業	別紙3に定めるところにより、農業用排水施設の整備を行う事業であって、農業用水の効率的な利用等を図り、水資源の有効利用に資することを目的とするもの	別紙3に定めるところにより、農業用排水施設の整備を行う事業であって、農業用水の効率的な利用等を図り、水資源の有効利用に資することを目的とするもの
	国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）	別紙4に定めるところにより、農業用排水施設の整備を行う事業であって、農業用水の効率的な利用等を図り、地域用水機能の増進に資することを目的とするもの	別紙4に定めるところにより、農業用排水施設の整備を行う事業であって、農業用水の効率的な利用等を図り、地域用水機能の増進に資することを目的とするもの
特別型	国営施設機能保全事業	別紙5に定めるところにより、農業用排水施設の長寿命化に関する計画を策定し、当該施設の機能を保全するたための整備を行う事業	別紙5に定めるところにより、農業用排水施設の長寿命化に関する計画を策定し、当該施設の機能を保全するたための整備を行う事業
	高収益作物導入促進事業	別紙6に定めるところにより、高収益作物の導入促進に資する農業用排水施設の整備を行う事業	別紙6に定めるところにより、高収益作物の導入促進に資する農業用排水施設の整備を行う事業
	国営水利システム再編事業（農地集積促進型）	別紙7に定めるところにより、農地集積の促進に資する農業用排水施設の整備を行う事業	別紙7に定めるところにより、農地集積の促進に資する農業用排水施設の整備を行う事業